

## 高度計装アライアンスグループ

### 会 則

制定 2012年6月1日

改訂1 2012年6月18日

改訂2 2012年7月17日

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本グループ（以下本会）は高度計装アライアンスグループと称する。

(目 的)

第2条 化学工業など装置産業のプラント周辺では高度な計装技術やプラントマネジメント技術が次々に登場し、またデジタル化の進展と相まって様々な提案がなされている。しかしながらそれらの優れた技術や製品が国内のプラントにおいて十分に普及し、持てるポテンシャルをフルに発揮しているとは言えない。個々の企業や団体はそれぞれの目的を達成するための精力的な活動を行っているが、単独では効果を発揮し得ない目的事項に対して必ずしも横の連携が十分であるとも言えない。閉塞感のあるこうした状況を打破し、製品やサービスを通じたビジネスの推進と技術の普及を目的として本会を設立する。

(事務局)

第3条 本会は事務局をアクトスフィア株式会社内に置き、単なる情報交換の場として終始しないよう、同社がグループ運営の強力なリーダーシップを担う。

### 第2章 活 動

(活 動)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、学究的な活動を超え、より実利的な立場で次の活動を行う。

- (1) 会員の中で特定の目的関係を持つ企業・団体の組み合わせによるアライアンスを通じたビジネス化の推進

- (2) 上記に関連した高度計装・プラント関連技術の推進および啓蒙活動  
(講習会、講演会、調査研究等)
- (3) 前号のほか、本会の目的達成に必要な事項

### 第3章 会 員

#### (会 員)

第5条 本会の会員は、本会設立の趣旨（企業であればビジネスの推進、団体であればその目的の達成、および関連技術の発展）に賛同し、且つ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 計装に関係のある企業、事業所、大学、その他団体
- (2) プラントマネジメントに関係のある企業、事業所、大学、その他団体
- (3) この活動に賛同する出版社等の媒体
- (4) この活動に賛同する個人の会員

#### (会員の区分)

第6条 会員は会員カテゴリA（A1およびA2）、会員カテゴリB（B1およびB2）、会員カテゴリC（C1、C2およびC3）および個人会員とする。

A1は計装機器関連メーカー、メーカーサポートエンジニアリング会社等（周辺のシステム・インテグレーター等含む）、A2は計装機器関連サービス会社、B1はプラントメーカー、エンジニアリング会社等、B2はエンドユーザー、C1は技術推進団体、C2は大学、研究機関等、C3はメディア（情報媒体）とする。

#### (入 会)

第7条 本会に入会し、活動を共にしようとする者は、所定の様式を事務局に提出するものとする。

#### (退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは事務局に申し出るものとする。

#### (会 費)

第9条 年会費等は徴収しない。但し会を円滑に運営するため、会の公益的な部分に関する運営資金として寄付を募る。寄付は任意であるが、会員カテゴリ毎に区分した一口の金額の目安を細則に明記する。寄付の用途は出資者に開示する。

### 第4章 そ の 他

## Engineering Alliances for One Stop Solutions and Technology Breakthrough

(施行細則)

第10条 この会則の必要な細則は別に定める。